

令和4年 (第3回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和4年9月7日

## 総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和4年9月7日(水)

開議 午前10時00分

閉議 午前10時39分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(8名)

委員長 阿部真一君

副委員長 榎田貢君

委員 首藤正君

委員 山本一成君

委員 堀本博行君

委員 松川峰生君

委員 加藤信康君

委員 美馬恭子君

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長 末田信也君 企画戦略部長 安部政信君

職員課長 河野伸久君 財政課長 矢野義知君

財政課参事 本田明彦君 選挙管理委員会  
事務局長 村上正人君

○議会事務局出席者

局長 花田伸一 主査 佐藤雅俊

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第59号	令和4年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第65号	別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第66号	別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和4年9月7日

総務企画消防委員会

委員長 阿 部 真 一

## 総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○阿部委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は議第59号令和4年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分外2件であります。

審査はお手元に配付している議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、職員課関係議案の審査を行います。

議第66号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○末田総務部長

それでは、総務部職員課関係部分についての審査をよろしく願いいたします。担当課長のほうから説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○河野職員課長

職員課関係部分の議案の御説明をさせていただきます。

それでは、事件議案について御説明をいたします。

議案書の4ページを御覧ください。

議第66号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

令和4年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づく育児休業の取得回数制限の緩和などを行うことにより、職員の妊娠、出産、育児などと仕事との両立を支援しようとするものでございます。内容としましては、大きく3つございます。まず1つ目でございます。育児休業の取得回数制限の緩和でございます。こちらは法律になりますが、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を原則2回以内とするものでございます。現行は原則1回というふうになっております。また、原則2回以内とはまた別にこの出生後8週間以内に育児休業をすることができる回数を原則2回以内、現行は1回以内となっているのですが、改めるものでございます。加えて、非常勤職員に加え、任期付職員も任期の更新、または継続採用時における再度の育児休業を可能とするものでございます。こちらが条例の改正案の中に含まれております。2つ目は非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得の緩和でございます。こちらも条例改正の分に入っております。続きまして、非常勤職員の子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の要件について、子の出生日から起算して8週と6か月を経過する日まで任期があることが明らかでない場合等を緩和するものです。現行は子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了することが明らかでない場合となっております。こちらも任期が短くても取れるというふうな形になっております。3つ目は非常勤職員の子が1歳を超える育児休業の取得の柔軟化でございます。非常勤職員の子が1歳以降の一定の場合に取得することができる育児休業について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。こちらでございますが、男性の育児参加や分割して育児休業が取りやすくして、子育てと仕事を両立しようとするものでございます。

以上で、職員課関係部分の議案についての御説明をさせていただきました。御審議のほど

をよろしく願いいたします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○松川委員

課長、ちょっと教えてください。つまり今僕の認識では今まで一人だったのだけど、二人目までこの休みが取れるということなの。

○河野職員課長

育児休業は子ども一人につきということが原則であります。そこは子どもが増えれば当然その分が加算されるという形、加算というかその方が対象になるのですが、それまでは、今回例えば奥さんが出産しました。奥さんは当然産後休暇がございます。その間に今度男性がその産後休暇の間でも育児休業が取りやすくなる。そこがまた分割でも取りやすくなるというそういった法律の趣旨の改正でございます。

○松川委員

今後その出生については、その今までに比べたらいいですね。了解。分かりました。

○美馬委員

すいません、全体的に非常勤職員に関しても育児休業の緩和ということなのですが、今までだと在職1年。それが6か月に、その要件が廃止されて6か月に緩和されたということなのですが、切替えの時点で育児休暇を取っている人に対してのその在籍期間というのはどういうふうに考えたらいいのですか。

○河野職員課長

任期が継続されればその分はさらに子が1歳、最大で1歳6か月までは特別な事情がある場合ですね。例えば保育園に入れないとか、そういうのがあればそこは延長されるものと認識してます。

○美馬委員

これにも書いてあるのですが、多分ちょっと読んでもなかなか難しくてよく分からないのですが、在職期間が次継続できるっていうのは、はっきり分かっていない場合はどういうふうに処置されるのですかね。育児休暇を取っていますと。それで、育児休暇が申請した時点でその在職期間が切れた場合にね。それだったらそれはそこでいいのですが、育児休暇申請中に在職期間が切れるっていうか、その先がまだはっきりしないときはどういうふうになるのですかね。

○河野職員課長

そこは任期が更新されればその分が明らかになればですね。

○美馬委員

明らかになればということは、それ以前にやっぱ面談とかするということですか。

○河野職員課長

先の議会の中で育児休業の環境整備というのが義務づけられております。今年度所属長を通じて育児休業制度の周知徹底とか、また声掛けとか、また録画によって職員に周知をやって、そういった取りやすい環境整備、またその働きかけを行っております。

○美馬委員

すいません。しつこくで申し訳ないですけど、常勤職員の場合は継続して働いているので、育児休業中に切れるということはないのですが、非常勤職員の場合、今までだとその日数を考えて育児休暇を取る人が多かったような気がするのですね。そんな中で1年が6か月に緩和されたということで、なかなかその頭の切替えが難しいかなというふうに思うので、育児休暇に関しては常勤の場合も男性の場合もちゃんと周知徹底しなさいというふうにあるので、それに関しては周知していかれるのですか、これから非常勤職員に。

○河野職員課長

事業主として育児休業の周知徹底というのはしなければならぬものと認識しております。職員に対しての周知は行ってまいります。

○美馬委員

やはり今働き方改革の中で働き方もいろいろ様々になっていますし、市役所の中でも非常勤の、会計年度ですかね、その職員の方とか様々な任用手段の方が若い人なんかでもいらっしゃるので、きちっと周知して子育てができるような形で、せつかく条例を改正されるので、皆さんに特に上司の人にも分かるように説明していただきたいなど。文章読んでもなかなか理解できなくて、それを説明するのもなかなか難しいと思いますので、そこの辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

○加藤委員

基本的に非常勤職員の位置づけ、常勤職員が育児休業した代替として、場合によっては1年2年、最高で3年ぐらい入ることもあり得ますし、もうほとんど常勤職員に近い形で勤務をしているその会計年度さんもいるでしょうし、常時必要な会計年度さんと一時的な部分とかいうのがあると思うのです。そういう中で、会計年度さんが1年任期の繰越しなのですね。それ以上は言えないのですわね。2年以上大丈夫ですよって。だから、いろんなパターンが出てくるので、いろんなシミュレーションをして強制的にこちらからもう駄目ですよっていうことのないように、相手の意向も含めてルールづくりが必要かなと思います。妊娠していきなりもうすぐに会計年度になりましたっていう人はあまりいないと思いますけども、後半に途中で妊娠してという方がほとんどだと思うのです。そうすると1年のうちもし6か月で妊娠発覚して、あと何か月後に出産するという方。しかし今もうおなかの中に入っていて、働かないといけなからと働いて。それで、途中で育休になる人。そうした場合には次の任用はどうなりますかというところは当然に気になるので、そのルールをちゃんとしておかないと色々なパターンがあると思います。男性も一緒です。非常勤のまた非常勤という方も出てくるので、そういうパターンをちゃんと日頃からして相手に説明できるようにしていただけたらなというように思います。

○堀本委員

すいません。この中に条例で定める期間 57 日間と書いているのだけど、1 回に取れるその日にちが 57 日間っていうことですか。

○河野職員課長

基本的には例えば 1 歳とか 2 歳とかがあるのですが、それとはまた別に回数が増えたというふうに認識してもらえたら。57 日以内。その分が増えているということで認識してもらえたら。

○堀本委員

それで、一回、そのちょっとよくわからない、よくわからないのだけど、最高年間どのくらい取れるのですか。

○河野職員課長

子どもの年齢によるのですが、対象の子にですね。原則 2 回で 2 回とはまた別に先ほど議員さん言われた 57 日以内ですね。8 週以内にまたさらに 2 回。ですから 4 回取れる。全部の職員について 4 回取れるというふうに認識していただければ。

○堀本委員

1 回に条件何日とかいうのはないの。基本が分かってないのだけど。すいませんね。

○河野職員課長

子どもの年齢によるのですよね。回数というふうに捉えてもらえたらと思っています。正規の職員の場合は 3 歳までなのでですね。その間の間で最高で 4 回取れるというふうな。

○堀本委員

4 回というのは例えば 1 回目を取る日にちの上限とかいうのはないの。

○河野職員課長

ないです。

○堀本委員

ないのか。

○河野職員課長

子どもが 3 歳になるまで。

○堀本委員

なるまでで 4 回とれるの。例えば一人の子どもがいて、この子が 3 歳になるまでに、例えば男性ならそこから 3 歳なるまでとなれば 3 年間だな。3 年間の間に 4 回取れるの。

○河野職員課長

ただし、2 回までに関しては、57 日以内で一区切りになります。

○堀本委員

一区切り。それが一区切り。1回目57日以内で一区切り。

○河野職員課長

ということで、はい。基本はですね。

○榊田副委員長

すいません。今現在の中で取得率、男性どれぐらいですかね。

○河野職員課長

令和3年度の実績で申しますと、新規の取得者数が18名、取得率が50%となっております。前年度と比較しまして、10.9%の増加となっております。そのうち女性の取得率は12人で取得率は100%。男性の取得率は6人で25%となっております。令和2年度から引き続き取得をしている職員を含めると、全体数は約40名となっております。

○榊田副委員長

そういった意味でこれから周知していくのに、今言ったみたい文字でも分かりにくいところもあるので、図とか絵とか使って資料作ってくると見やすいかなとは思うのですよね、今後。僕たちもそうですし、職員さんもですね。と思うのですが、ちょっと検討していただけたらと思います。

○河野職員課長

副委員長おっしゃるとおり、育児休業、複雑でございます。今年度中は動画等を活用して職員に配信をしております。そういった手法も加えながら職員の周知に努めてまいりたいと思っております。

○阿部委員長

ほかに御質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第66号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時18分

再開：10時19分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。



議第 59 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）財政課関係部分について、当局から説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出しました議案について御説明させていただきます。

企画戦略部におきましては、議第 59 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分の一議案を提出させていただいております。

財政課長から関係部分の説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしく願います。

○矢野財政課長

議第 59 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）財政課関係部分について、御説明をいたします。

予算書の 11 ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について 2,113 万 6,000 円の追加の交付決定を受けましたので、歳入予算として計上しております。今回の臨時交付金につきましては、学校給食の食材高騰に伴う食材費高騰対策補助金 932 万 2,000 円の全額と、社会福祉施設に対する電気代の物価高騰対策緊急支援事業負担金 3,514 万 5,000 円のうち、1,181 万 4,000 円を財源として予算計上しております。

次に、15 ページをお開きください。

別府市財政調整基金繰入金の追加額といたしまして、1 億 1,160 万 1,000 円を計上しております。これは今回の一般会計補正予算におきまして一般財源不足分を調整するため、財政調整基金から一般会計への繰入金を追加するものでございます。

次に、16 ページをお願いいたします。

繰越金の追加額といたしまして、8 億 4,435 万 4,000 円を計上しております。これは令和 3 年度一般会計の決算におきまして実質収支が、10 億 4,435 万 4,000 円の黒字となりまして、この同額を令和 4 年度へ繰越しをいたしますが、当初予算におきまして繰越金 2 億円を計上しておりますので、差引額について繰越金に追加するものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

19 ページをお願いいたします。

0163 基金積立金の追加額といたしまして、4 億 2,217 万 8,000 円を計上しております。別府市財政調整基金積立金では、令和 3 年度の決算に伴いまして一般会計決算余剰金の 2 分の 1 となります 5 億 2,217 万 8,000 円を、地方財政法の規定に基づきまして基金に積み立てることとなりますが、当初予算で 1 億円を計上しておりますので、その差引額を追加で計上するものでございます。

なお、基金積立て後の令和 4 年度末での別府市財政調整基金現在高見込み額につきましては、65 億 7,411 万 8,000 円となります。

以上で、財政課関係部分の議案について説明させていただきました。御審議のほどよろしく願います。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 59 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 59 号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 24 分

再開：10 時 32 分

#### ○阿部委員長

再開いたします。

選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議第 65 号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、当局から御説明をお願いします。

#### ○村上選挙管理委員会事務局長

条例の改正について、御説明させていただきたいと思います。

それでは、議案書のほうは 2 ページと 3 ページでございます。

議第 65 号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、その概要の御説明になります。

選挙における選挙運動費用の公営経費の限度額に関しまして、この 2 つの条例が一部準用しております公職選挙法施行令の一部改正が今年、令和 4 年 4 月 6 日に公布、施行されております。この改正は最近における物価の変動等に鑑みて、選挙等の円滑な執行を図ることを目的として公職選挙法施行令の一部を改正するものであり、この改正趣旨に準じて本条例の関係部分の改正を行おうとするものでございます。具体的には、別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条中の選挙運動用自動車の借入れ契約 1 日の限度額 1 万 5,800 円を 1 万 6,100 円に、この燃料の代金 1 日の限度額 7,560 円を 7,700 円に、また 8 条中選挙運動用ポスター 1 枚当たりの印刷費 525.6 銭を 541 円 31 銭、企画費 31 万 500 円を 31 万 6,250 円に改定しようとするものでございます。

続きまして、別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第 4 条及び第 5 条中、選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価の限度額 7 円 51 銭を 7 円 73 銭に改定しようとするものでございます。具体的には、次につけております資料のほうを御覧ください。表が資料でついていると思います。よろしいでしょうか。縦長の表になりますが、まずは 1 番の選挙運動用自動車関係についてです。まず借り入れ契約についてですが、新しいのが 1 万 6,100 円。旧が 1 万 5,800 円ですので、差額が 1 日 300 円ということとなります。それですので、300 円掛ける選挙運動期間が 7 日間ですので、2,100 円の増額になります。次に、2 番ですが、自動車の燃料に関する契約についてですけれども、こちらのほうも新

しい金額が7,700円。古い金額が7,560円ですので、差額が140円。そしてこの140円で選挙期間7日間ですので980円となります。2番の選挙運動用ポスターについてであります、新しい価格が541.31銭と古い価格が525円6銭ということで、差額が16円25銭でございます。それと下に書いておられますのがその企画費で版下を作る経費ですね。こちらのほうは31万6250円が新しい価格で、古い価格が31万500円ですので、差額が5,750円でございます。そして印刷の経費が16円25銭上がりましたので、市内のポスター掲示用が今回市長市議選の場合267か所ございますので、16円25銭を掛けたものと企画費のほうの5,750円を、その掛けたものに足したものをポスター掲示場の数の267で割りますと、横に書いてありますとおり37.788になります。この金額を切り上げて1か所当たり38円という増額の経費になりますので、この267のポスター掲示場の数を掛けますと大体1万146円の増額になるような計算になっております。

続きまして、選挙運動用のビラにつきましては、市長候補者用は印刷物で1万6,000ございますので、印刷経費の差額が22銭ございますので、22銭掛ける1万6,000円で3,520円の増額。そして市議会議員候補者につきましては差額のほうは同じように22銭なのですが、作れるビラの枚数が4,000枚でございますので、22銭掛ける4,000枚ということで880円の増額ということになります。これに基づきまして、どれぐらい増額になるのかなというのが4番に書いてる経費になりますけれども、4年前の平成31年の実績により、自動車関係では全体で6万8,740円、選挙運動用ポスター関係では35万5,110円。選挙運動用ビラでは2万6,400円、合計45万250円ぐらい、これ以上の増額が見込まれるということになっております。これが今言ったのが具体的な金額になります。以上、簡単ではございますが、こちらが選挙管理委員会事務局関係の条例の一部改正についての概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○阿部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第65号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、選挙管理委員会事務局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び議事録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び議事録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、総務企画消防委員会を終了いたします。

○閉議：10時39分